

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 違法放置物件の除却及び保管【建設局総務部管理課】 1840

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】 1843
- 特定調達契約の落札者の決定【保健福祉局総合保健福祉センター管理課】 1846
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1847
- 特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1848
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（2件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1849
- 特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1851

北九州市告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項の規定により違法放置物件を除却し、同条第2項の規定により当該違法放置物件を保管したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量
別表のとおり
- 2 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除却した日時
別表のとおり
- 3 その違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所
別表のとおり
- 4 返還事務を行う場所及び期間
 - (1) 場所 北九州市若松区浜町一丁目1番1号
若松区役所まちづくり整備課
 - (2) 期間 この告示の日から平成26年1月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月29日から平成26年1月3日までを除く。）の午前9時から午後4時まで
- 5 問合せ先
北九州市若松区浜町一丁目1番1号
若松区役所まちづくり整備課（093-761-5321）

別表

保管した違法放置物件		数量	保管 違 法 放 置 物 件			備考
物 件	形 状		保管した違法放置物件が放置されていた場所	違法放置物件を除外した日時	違法放置物件の保管を始めた日時	違法放置物件保管の場所
水槽	プラスチック (黒)	1 個	北九州市若松区本町二丁目6番13号前 歩道上 市道本町1 8号線	平成25年6月19日 午後1時30分	平成25年6月19日 午後3時	北九州市若松区北湊町9番 北湊町資材置場
	縦 45cm					
	横 90cm					
	高さ 45cm					
	ガラス (黒)	2 個				
	縦 45cm					
	横 90cm					
	高さ 45cm					
	ガラス (黒)	1 個				
	縦 60cm					
	横 30cm					
	高さ 45cm					
	ガラス (白)	1 個				
	縦 30cm					
	横 60cm					
	高さ 40cm					
	ガラス (黒)	3 個				
	縦 30cm					

	横	60cm						
	高さ	40cm						
火鉢	陶器 (青)		1個					
	直径	50cm						
	高さ	40cm						
植木鉢	陶器 (茶)		4個					
	直径	30cm						
	高さ	26cm						
	その他小型陶器		30個					

北九州市公告第504号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 平成25年度固定資産（土地）現況把握調査補助資料作成業務
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成25年7月22日から平成26年2月28日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格者名簿に登載されている契約の相手方所在地が北九州市内にあること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) この公告の日の前3年間に地方税法第408条に基づく固定資産（土地）の実地調査に関する補助業務を地方自治体等の官公庁から受託した実績のあること。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課
- イ 日時 公告の日から平成25年7月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 入札説明書及び仕様書の交付
アにおいて無償で交付する。

(2) 入札説明会の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎6階62会議室
- イ 日時 平成25年7月12日午前10時
- ウ 途中入場は認めない。

(3) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は次のとおり書面により提出すること。なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

- ア 場所 第1号アの場所と同じ
- イ 期限 平成25年7月16日午後5時までに必着のこと。
- ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に平成25年7月17日にファックス又は電子メールで回答する。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室
- イ 日時 平成25年7月19日午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに、下記実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

- (1) 実績資料 第2項第5号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。
- (2) 提出期間、場所及び方法
- ア 提出期間 公告の日から平成25年7月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成25年7月11日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611

北九州市公告第505号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市総合保健福祉センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課
北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年5月17日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社 北九州お客さまセンター
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 落札金額
3,048万5,764円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成25年3月22日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公告第506号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年5月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人敬愛福祉

(2) 代表者の氏名

河野保彦

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡東区松尾町22番25号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者をはじめとする市民に対して、居宅支援・訪問介護サービス等の社会参加を促進する事業を行い、地域社会における福祉の充実に寄与することを目的とする。

北九州市公告第507号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人いきいき薬膳研究会

(2) 代表者の氏名

北村真知子

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡西区穴生二丁目9番4-501号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、身体と心の健康保持のための食の在り方を研究し、食文化の推進を通し、健康づくりや医療に関する情報交換や知識の普及・向上に関する事業を行うことで、市民の健康生活に貢献する。更に、地域社会の医療・介護分野にも貢献し、他国の食事情についても調査・研究を行い、国際社会の食文化の向上にも貢献することを目的とする。

北九州市公告第508号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年5月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人好楽会

(2) 代表者の氏名

大形一秋

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区南方五丁目6番34号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、単独での外出が困難な障害者や高齢者をはじめとする市民に対して、移送サービス等の社会参加を促進する事業を行い、地域社会における福祉の充実に寄与することを目的とする。

北九州市公告第509号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人喫茶「やすらぎ」

(2) 代表者の氏名

吉野武夫

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号北九州市総合保健福祉センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

北九州市公告第510号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年5月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 九州くらしサポート

(2) 代表者の氏名

梶原久代

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡西区上上津役二丁目11番7-302号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者並びに女性を始めとする地域住民に対して法律知識向上、法的サービスの普及のために無料の相談会や勉強会を行い、法律や社会生活に必要な情報を利用しやすい環境をつくることで地域住民の円滑な社会生活、社会福祉の推進に寄与することを目的とする。